

令和3年度 交通災害共済に 家族そろって加入しましょう!

交通災害共済とは

加入者が交通災害(交通事故による災害)にあった場合に被害の程度によって見舞金をお支払いする相互救済の制度です。

掛金
年額(ひとり)

500円

共済
期間

令和3年4月1日から
(中途加入の場合は、その翌日)

令和4年3月31日まで

加入条件を満たしていれば
いつでもどなたでも加入OK!

●加入条件

山梨県内の次の市町村に住所を有し、住民基本台帳に記載されている方
(県外に転出している学生は、加入できます。)

●市町村

全14町村／南アルプス市／北杜市／甲斐市／
笛吹市／上野原市／甲州市／中央市

お申
込み
方法

お申込みには、以下の2点が必要となります。

- ①交通災害共済加入申込書の提出
- ②掛金(1人500円)の支払い

→お住まいの市役所・町村役場(市町村によって
は、指定の金融機関)にてお申込みください。

見舞金の額(共済期間内の交通災害に適用)

等級	被害の程度(ケガの治療日数等)		見舞金
1	死 亡		100万円
2-1	身体障害者福祉法	1～3級の障害	30万円
2-2	に基づく身体障害者等級	4～7級 //	20万円
3-1	入院日数	90日以上	18万円
3-2	実治療日数		9万円
4-1	入院日数	75～89日	16万円
4-2	実治療日数		8万円
5-1	入院日数	60～74日	14万円
5-2	実治療日数		7万円
6-1	入院日数	45～59日	12万円
6-2	実治療日数		6万円
7-1	入院日数	30～44日	8万円
7-2	実治療日数		4万円
8-1	入院日数	15～29日	6万円
8-2	実治療日数		3万円
9-1	入院日数	5～14日	4万円
9-2	実治療日数	1～14日	2万円

備考

- ①実治療日数とは、入院日数と通院日数を合算した日数です。
- ②1日に2つ以上の医療機関等で治療等を受けた場合の日数は、1日として計算します。
- ③見舞金は、入院日数または実治療日数にて算定した見舞金のいずれか高い額をお支払いします。

特例

葬祭費用	※見舞金を受け取るご遺族がいなかったときに 葬祭執行者にお支払いするもの	上限50万円
弔慰金	※交通災害による死亡が自殺であった時、 ご遺族にお支払いできるもの	20万円

※令和3年度から共済見舞金が変わります。令和3年3月31日までの交通災害については、加入年度の見舞金の額となります。

請求
期間

交通災害が発生した日の
翌日から2年以内です!

- ①請求期限日に市役所・町村役場が休みの場合は、休みの前日までです。
- ②請求期間を過ぎての請求は無効となります。治療継続中であっても2年を経過した場合は請求できませんのでご注意ください。
- ③見舞金は次の日から請求することができます。
 - ・交通災害で死亡した日またはケガが治った日(症状固定(中止)した日)で災害翌日から2年以内
 - ・入院日数または実治療日数が90日に達してもケガが治らないときは、90日に達した日



お問い合わせは、お住まいの市役所・町村役場まで

●対象となる交通災害

次の交通機関の交通途上における運行に起因する接触、衝突、墜落、転覆等により生じた事故（日本国内において発生したものに限りです。）

対象となる交通機関

自動車／自動二輪車／原動機付自転車／自転車／電車／ケーブルカー／ロープウェイ／航空機、船舶／身体障がい者用の車いす（電動車いす等も含む）など



【ご注意】次の場合は交通災害ではありません。（主なもの）

- ◎歩行中に誤って転倒（車両の運行に起因するものを除く。）
- ◎幼児用乗用具（玩遊具）による自損事故
- ◎一定の場所で停止して行う作業中の事故
- ◎駐停車中の交通機関の乗降時における事故
- ◎自宅敷地内、畑などでの事故（交通事故証明書が取得できる場合を除く。）

見舞金等の請求手続

書類を準備する前に、対象となる交通災害であるかの確認を含め、必ず、加入した市役所・町村役場にお問い合わせください。

必要な書類（書類の取得費用は自己負担となります。）	死亡	障害	傷害
①交通災害共済見舞金請求書	○	○	○
②交通事故証明書（自動車安全運転センター発行）（写し可） ※交通事故証明書が取得できない場合は、交通事故によるものであることが判定できる救急搬送証明書（消防署発行） ※電車・船舶・飛行機の事故の場合はその所轄の責任者の発行する証明書 ※上記の証明書がない場合は、交通災害申立書 （見舞金は入院4万円、通院2万円が限度となります。）	○	○	○
③診断書（施術証明書）… 所定の様式 ※所定の診断書の内容がすべて記載された書類の写し（原本証明が必要）でも可 ※あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の施術の場合は、医師の同意があることがわかる書類を添付			○
④身体障害者診断書・意見書及び身体障害者手帳の写し		○	
⑤運転免許証の写し（運転していた場合）	○	○	○
⑥死亡届、死亡診断書または死体検案書の写し	○		
⑦戸籍謄本	○		
⑧見舞金振込先の通帳の写し（名義・口座番号等の記載のある部分）	○	○	○
⑨交通災害共済加入者証	○	○	○

（注） 1. 交通災害にあった加入者（未成年者の場合は親権者）以外の方が請求する場合は委任状が必要です。
2. 上記以外にも必要となる書類を提出していただくことがあります。

【令和元年度加入・支払状況】

加入者数	100,536人
見舞金支払件数	678件
見舞金支払金額	32,565,000円

県内21市町村の共同事業です。

実施機関：山梨県市町村総合事務組合 甲府市蓬沢1丁目15-35 山梨県自治会館内
TEL 055-235-3237 <https://www.ysc-yamanashi.or.jp/>